

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 地域森林計画の決定
 - 地域森林計画の変更
- 【公告】**
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定

指導監査室

林政課

〃

建築指導課

〃

警察本部会計課

目次

担当課（室）

平成31年1月15日 岡山県公報 第12059号

◎岡山県告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成三十一年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所らくがき

2 所在地

津山市国分寺一二六一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

2 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋一―四四―三 池袋ISPタマビル

三 指定年月日

平成三十一年一月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇八三九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、平成三十一年四月一日以降十年間における旭川森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、高梁川下流森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町福元字向須加一二三一二、一二三三一〇、一二六一一六、一二九一二、一二九一三、一二九一五、一三〇一四、一三〇一五、一三二一六、一三三一一三、一三三二七、一三四一三、一三五一六、一三五一九、一三五一一〇、一三五一一一、一三六一四、一三六一五、一九五一四、一九七一三、一九七一四、一九八一三、一九八一五、一九九一七、二〇〇一二、二〇一一三、二〇二一二、二〇三一二、二〇三二四、二〇四一三、二〇四一五、二〇七一三、二〇七一四、二〇七一五、二〇七一六、二〇七一七、二〇八一二、二〇八一三、二〇八一四、二〇九一一、二〇九一二、二〇九一三、二一〇一一、二一〇一二、二一一一一、二一一一二、二二四一一、二二四一三、二二四一四、二二五一一、二二五一三、二二五一四、二二七一、二二七一二、二二七一六、二二三一三、二二三一四、二二三一五、二二五一五、二二五一六、二二五一七、二二五一八、二二五一九、二二六一六、二二六一八、二二六一九、二二六一〇、二二六一一、二二六一二、二二六一三、二二六一四、二二七一、二二七一二、二二七一三、二二七一四、二二七一五、二二八一七、二三〇一三、二三一三、二三一四、二三二一五、二三二一六、二三三一一、二三四一八、二三四一九、二三四一〇、二三八一一、二三九一一、二四一一三、二四二一四、二四二一五、字堤外二四三一、二四三一一、二六七一、二六七一三、二六八一三、二六七一二地先から二六七一三先まで道、二四三一三先水路、二四三一三先水路、字向須加二四二一五地先道、二四一一二地先から二四二一四先まで道、二二八一七地先道、二四一一三地先から二二二一四先まで道、二二四地先水路、二二三一一地先から二二七一六地先まで道、二二六一一四地先から二一一一四地先まで水路、二二五一一三先道、一二三一一〇地先道、一九八一五地先から一九七一一三先まで道、一三三一一三先から一二九一一三先まで道、一三六一五地先道、字堤外二六三の一部、二六八一二の一部、字向須加二四二一二、二四一一二の一部、二三九一二の一部、二三八一二の一部、二三二一四の一部、二三二一二の一部、二三三一二の一部、二三六の一部、二

三四―三の一部、二三四―四の一部、二三五の一部、二三五―三、二三四の一部、二
二三―二の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇―一

瀬戸内市長 武久 顕也

三 許可番号

岡山県指令建指第三二〇号

〔一〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十一年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町福元字向須加一二三一二、一二三三一〇、一二六一一六、一二九一二、一二九一三、一二九一五、一三〇一四、一三〇一五、一三二一六、一三三一三、一三三七、一三四一三、一三五一六、一三五一九、一三五一〇、一三五一一一、一三六一四、一三六一五、一九五一四、一九七一三、一九七一四、一九八一三、一九八一五、一九九一七、二〇〇一二、二〇一三三、二〇二一二、二〇三一二、二〇三三四、二〇四一三、二〇四一五、二〇七一三、二〇七一四、二〇七一五、二〇七一六、二〇七一七、二〇八一二、二〇八一三、二〇八一四、二〇九一一、二〇九一二、二〇九一三、二一〇一一、二一〇一二、二一一一一、二一一一二、二二四一一、二二四一三、二二四一四、二二五一一、二二五一三、二二五一四、二二七一、二二七一二、二二七一六、二二三一三、二二三一四、二二三一五、二二五一五、二二五一六、二二五一七、二二五一八、二二五一九、二二六一六、二二六一八、二二六一九、二二六一〇、二二六一一、二二六一二、二二六一三、二二六一四、二二七一、二二七一一、二二七一二、二二七一三、二二七一一四、二二七一五、二二八一七、二三〇一三、二三一一三、二三一一四、二三二一五、二三二一六、二三三一一、二三四一八、二三四一九、二三四一〇、二三八一、二三九一一、二四一一三、二四二一四、二四二一五、字堤外二四三一、二四三二三、二六七一二、二六七一三、二六八一三、二六七一二地先から二六七一三先まで道、二四三一先水路、二四三一先水路、字向須加二四二一五地先道、二四一一二地先から二四二一四先まで道、二二八一七地先道、二四一一二地先から二四二一四先まで道、二二八一七地先道、二四一一三地先から二四二一四先まで道、二二四地先水路、二二三一一地先から二二七一六地先まで道、二二六一一四地先から二一一一一地先まで水路、二二五一三先道、一二三一一〇地先道、一九八一五地先から一九七一三先まで道、一三三一一三先から一二九一三先まで道、一三六一五地先道、字堤外二六三の一部、二六八一二の一部、字向須加二四二一二、二四一一二の一部、二三九一二の一部、二三八一二の一部、二三二一四の一部、二三二一二の一部、二三三一二の一部、二三六の一部、二

三四―三の一部、二三四―四の一部、二三五の一部、二二五―三、二二四の一部、二二三―二の一部

二 公共施設の種類

道路、水路、緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇―一

瀬戸内市長 武久 顕也

五 許可番号

岡山県指令建指第三二〇号

平成31年1月15日 岡山県公報 第12059号

〔二一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十一年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

加入電話及び携帯電話への通信サービス調達

二 契約期間

平成三十一年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部装備課

岡山市中区小橋町一丁目一番二五号

四 落札者を決定した日

平成三十年十二月二十五日

五 落札者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目一番六号

六 落札金額

一年当たり一八、〇五〇、三三六円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年十一月十三日